

令和6年1月

保護者様

市原市教育委員会

非常変災時（気象警報等発令時）における登下校の対応について

このことについて、近年の大規模な自然災害の発生状況を踏まえ、非常変災により人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合（気象警報等発令時）、かけがえのないお子様の生命を守り、安全・安心を確保するために、市原市として下記のとおり統一した基準を設けました。

つきましては、下記の対応につきまして御確認いただきますようお願いいたします。

記

※【別表1】【別表2】を参照しながら御確認ください。

## 1 対応の基本方針

- ・下記の基準にそって、**登校については保護者が判断**することとします。  
※学校からの連絡がない場合でも、安全を最優先として、各家庭の判断で登校を遅らせたり、休ませたりしても、遅刻・欠席扱いにはしません。
- ・下記の基準に応じて、地区や市内共通した臨時休校などの非常変災時の対応を行います。

## 2 対応の基準

### (1)登校前

○市内全校臨時休校（※朝6時時点で、以下の警報等が1つでも発令されている場合）

- ①【特別警報】・大雨特別警報・大雪特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報  
（発令元：気象庁 対象地域：千葉県北西部、千葉中央または市原市）
- ②【警報】・暴風警報・暴風雪警報  
（発令元：気象庁 対象地域：千葉県北西部、千葉中央または市原市）
- ③記録的短時間大雨情報  
（発令元：気象庁 対象地域：千葉県）

⇒【家庭の対応】**登校させない**

○対象地区の臨時休校（※朝6時時点で、発令されている場合）

- ①【警戒レベル3（高齢者等避難）】以上が発令  
（発令元：市原市 対象地域：警戒レベル3が発令されている地区）  
※10の地区と地区内の学校名は、「別表2」を参照
- ⇒【家庭の対応】**登校させない**

※学校からの連絡の有無に関わらず、上記の警報等が発令されていた場合は、臨時休校

（例）前日に、学校から手紙で「10時登校」と連絡されていた場合

⇒朝6時の時点で、気象庁から市原市に「暴風警報」が発令されていたら、学校から連絡がなくても臨時休校となります。

○原則として平常通り（※朝6時時点で、以下の警報等が1つでも発令されている場合）

- ①【警報】・大雨警報・洪水警報・大雪警報
- ②【注意報】・大雨注意報・洪水注意報・その他の注意報

（発令元：気象庁 対象地域：千葉県北西部、千葉中央または市原市）

※**学校の判断によって、前日及び当日の朝（午前6時時点の判断）、登校等の対応について手紙や連絡メール等で保護者に連絡する場合があります。**

（例）「2時間遅れ」「10時登校」「通常登校で、給食後早帰り」「臨時休校」等

⇒【家庭の対応】**保護者の安全確認(保護者の判断)による対応**

※遅刻・欠席の場合は、コミュニティーサービスで学校へ連絡  
（遅刻・欠席の扱いにはしません）

（登校させる場合）

- ・気象状況を確認し、無理のないように登校させてください。
- ・風や雨がおさまった後でも、通学路に危険がないかどうかを確認して、登校させてください。

### (2)登校後

- ・警報や注意報等が発令された場合、市内で災害想定地域（土砂災害、洪水等）や各学校の状況が異なるため、安全を確認した上、**各学校の判断**で連絡メール等にて対応について連絡します。（例）「早帰り」「引き渡し」「学校待機」等

## 3 放課後児童クラブ(学童保育)との連携

- ・学校が「臨時休校」の場合、放課後児童クラブは「閉所」となります。
- ・放課後児童クラブでは昼食の確保ができないため、基本的に午前中に学校から放課後児童クラブへ児童を引き渡すことはありません。

## 4 市内認可保育施設について

- ・通学（通園）方法が、小・中学校（自力登校）と保育施設（送迎）で異なるため、災害時の対応も一部異なります。
- ※市内認可保育施設の対応については、ご家庭ごとに各保育施設で確認してください。

## 5 その他

- ・「学校コミュニティーサービス」に未登録の御家庭は、登録をお願いします。登録の方法については、学校に相談してください。
- ・「学校コミュニティーサービス」で市原市の「防災情報」が受け取れるようにしてください。（※登録の手順は別紙参照）
- ・市原市の情報は、地区ごとの発令となることもあるため、「洪水ハザードマップ」で、自宅及び学区の災害想定地域（土砂災害、洪水等のハザードマップ）を確認してください。（別紙【別表2】に記載してある二次元コードから確認できます）
- ・「対応の基準」についてのお問い合わせは、教育委員会学校教育課（23-9848）へ